

第三期特定健康診査等実施計画

西日本パッケージング健康保険組合

最終更新日：令和5年11月09日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	・被保険者の特定健診の受診率が目標に達していない。	→ ・全健康保険組合（他健康保険組合）比較では、ほぼ同じだが、目標には達していない。 ・巡回健診が中心なので、巡回時の未受診者のための健診機関がないため、受診しな場合がある。事業所と協力し、契約健診機関での受診を促進する。 ・健診を受けない事業所へ受診を促進する。
No.2	・被扶養者の特定健診の受診率が低い。	→ ・案内を年2回実施を、事業所経由から自宅送りに変更し、受診者が増加したためこれを継続する。 ・さらなる増加のためには、「健康経営」「健康宣言」により、被保険者だけでなく、被保険者の家族（被扶養者）の健康を対象にすることを旨とする。
No.3	・保健指導の指導率が低い。	→ ・保健師の稼働日数を増やす。 ・大阪以外の健診機関と保健指導の契約を行い、実施する。 ・事業所の受け入れ態勢の整備のため、事業所訪問での説明の実施。
No.4	・特定保健指導対象者の減少率が低い。	→ ・事業主や事業所担当者として協力し、保健指導を受けやすい職場環境の整備を目指す。 ・健診結果を35歳以上からデータベース化しているので、特定保健指導だけでなく、早期の指導により特定保健指導対象者を減らす。
No.5	・特定健診の各健診項目において改善者以上に悪化者の方が多い ・積極支援、動機付け支援の対象者において、体重の増加および喫煙者が多い	→ ・保健指導の指導率を増やす。 ・保健指導、健康教室において運動、食事、喫煙などのヘルスリテラシーの向上を目指す。
No.6	・患者当たりの医療費が、「がん」関係が高い。 ・患者数は、「乳がん・子宮がん」が多い。 ・「腎不全」「人工透析」は、他健康保険組合に比べ突出している。	→ ・「腎不全」「人工透析」は、特定指導と受診勧奨により予備軍の対策を行う。 ・「乳がん・子宮がん」は、健診は全額補助し受診促進を行っているが、健診結果による受診勧奨は行っていない。早期の受診（通院）を行うシステムを構築する必要がある。
No.7	・健診後の「治療放置群」が他健康保険組合に比べ非常に多い。	→ ・健康保険組合に健診結果が届くより先に事業主・担当者が見ることができる。早期に受診（通院）を促すためには、事業主・担当者の役割が大きい。 ・事業主・担当者への意識づけを保健師と協力して行う。 ・重症化予防の案内をコラボヘルスにより事業主との協力のもと実施する。
No.8	・ジェネリック医薬品の使用率は他健康保険組合と比較しても同じ。 ・年2回の差額通知、機関紙によるジェネリックカードや案内など実施。 ・しかし、国の目標である80%にするには対策が頭打ちである。	→ ・ジェネリックへの切り替えの問題は、院内処方である。 ・国が処方箋の変更などで利用は促進された。 ・当健康保険組合の差額通知などで対応してきた。 ・今後、使用割合80%に向け、差額通知の対象者や金額基準を見直し、ジェネリック自体の知識を持つように案内を工夫する。
No.9	・特定健診の問診の結果、運動習慣がない人が他健康保険組合より多い。 ・当健康保険組合の保健事業であるウォーキング参加者が年々減少している。 ・喫煙者の割合が他の健保組合より多い。	→ ・参加者の減少は、健康保険組合の企画がマンネリ化しているのが原因。 ・「歩け歩け」などのイベント参加など今と違った企画が必要。 ・「健康宣言」を通じ、禁煙対策のサポートを実施。そのためには健康教室を実施。 ・全員参加の事業所が一部あるので、「健康経営」「健康宣言」を利用し、社員全員参加を促進する。

基本的な考え方（任意）
<p>被保険者：事業主から法定健診（特定健診）結果をもらうのではなく、当健康保険組合の健診（簡易成人病健診・人間ドック）を受診することによって健診結果を収集する。</p> <p>被扶養者：受診券での特定健診は30名ほどである。婦人科健診を同時に受診できる当健康保険組合の健診（生活習慣病健診・人間ドック）を推奨している。</p> <p>保健指導：第2期までは、当健康保険組合契約の保健師が事業所へ出向いて指導を行っていた。この方法では、大阪中心にしか訪問ができなかった。このため、第3期では、健診機関と保健指導について契約を行い、関東など大阪以外の事業所・工場にも保健指導を行う。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 分かりやすい情報提供 (ICT・紙媒体)

対応する健康課題番号

No.1, No.3, No.4, No.5, No.7, No.8, No.9



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：基準該当者
方法	・ICTを利用した情報提供については、健康経営優良法人に認定、もしくは申請している事業所に対し、導入の検討。(令和6年度以降に延期、R0303追加) ・グラフ化した紙での健診結果を全受診者に配付。(R0303追加)
体制	・「健康宣言」「健康経営」と関連して実施。

事業目標

加入者への健康意識の向上と、事業主の健康経営へのサポート。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標						
ICTの登録者数の率 (R0303削除)	0%	5%	5%	0%	0%	0%
健診結果のグラフ化の健診機関数→R0303変更「内臓脂肪症候群該当者の割合」	100%	100%	100%	13.7%	13.4%	13.0%
アウトプット指標						
ICTの利用事業所数 (R0303削除)	0件	1件	1件	0件	0件	0件
健診結果のグラフ化	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・ICT導入ツールの選定。・指導時の健診結果をグラフ化。・重症化予防の案内のグラフ化。	・ICT導入事業所の選定。・指導時の健診結果をグラフ化。・重症化予防の案内のグラフ化。	・ICT導入事業所の選定。・指導時の健診結果をグラフ化。・重症化予防の案内のグラフ化。
R3年度	R4年度	R5年度
・グラフ化した紙での健診結果を全受診者(35歳以上)に配付。・保健師が事業主・担当者に説明(訪問)。(R0303変更)	・グラフ化した紙での健診結果を全受診者(35歳以上)に配付。・保健師が事業主・担当者に説明(訪問)。(R0303変更)	・グラフ化した紙での健診結果を全受診者(35歳以上)に配付。・保健師が事業主・担当者に説明(訪問)。(R0303変更)

2 事業名 特定健診 (被保険者)

対応する健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	・当健康保険組合が実施する各種健診事業(簡易成人病健診、人間ドック等)において実施する。 ・「健康経営」「健康宣言」事業所よりICTツールを利用した個別の情報提供を行う。 ・予算額は、生活習慣病健診(人間ドック等)に計上している。
体制	事業主と協力し受診率向上を図る。

事業目標

被保険者の特定健診は、事業主から結果を取得するのではなく、当健康保険組合の生活習慣病健診を受診することによって結果を取得している。しかし、受診率は90%近くにはなっていないが、法定健診を実施していない事業所や当健康保険組合の生活習慣病を受けていない事業所は存在する。このため、未受診の事業主へ健診の案内を実施する。また、事業所健診は巡回健診が基本のため、健診日に不在の場合、受診ができない。このため、事業所・工場などの近所の健診機関がないため受診ができない場合がある。このような状況をなくすため、東振協などの全国展開の健診機関を紹介し、受診漏れをなくす。

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標						
特定健診の受診率向上	90%	90%	90%	90%	90%	90%
アウトプット指標						
健診案内	1回	1回	1回	2回	2回	2回

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・未受診事業所に健診案内を実施。・「健康宣言」事業所の受診率100%への協力。	・未受診事業所に健診案内を実施。・「健康宣言」事業所の受診率100%への協力。	・未受診事業所に健診案内を実施。・「健康宣言」事業所の受診率100%への協力。
R3年度	R4年度	R5年度
・未受診事業所に健診案内を実施。・「健康宣言」事業所の受診率100%への協力。	・未受診事業所に健診案内を実施。・「健康宣言」事業所の受診率100%への協力。	・未受診事業所に健診案内を実施。・「健康宣言」事業所の受診率100%への協力。

3 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	当健康保険組合が実施する各種健診事業（簡易成人病健診、人間ドック等）において実施する。
体制	-

事業目標

・35歳以上の被扶養者（女性）に対し、婦人科健診がセットになった生活習慣病健診の案内を事業主経由から、自宅へ2回（京都工場保健会、東振協C1）を送付に変更したため、特定健診の受診率が25%から30%へ上がった。自宅への送付により健診事業について知りえたと考え、受診者の大幅増加にはつながっていない。健診を申し込んでもらえるよう案内書の工夫を行う。

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定健診の受診率向上	33.4%	40.9%	40.9%	56%	63.6%	71.1%
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	被扶養者への健診案内	4回	4回	4回	4回	4回	4回

*緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・京都工場保健会、東振協C1で対象者の自宅に健診案内を送付。・葉の斡旋の申込用紙に、健診の案内のチラシと東振協Bコースの申込用紙と健診機関一覧を同封。葉の斡旋は年2回実施。・「健康宣言」実施の事業所に、被扶養者健診の協力を依頼する。	・京都工場保健会、東振協C1で対象者の自宅に健診案内を送付。・葉の斡旋の申込用紙に、健診の案内のチラシと東振協Bコースの申込用紙と健診機関一覧を同封。葉の斡旋は年2回実施。・「健康宣言」実施の事業所に、被扶養者健診の協力を依頼する。	・京都工場保健会、東振協C1で対象者の自宅に健診案内を送付。・葉の斡旋の申込用紙に、健診の案内のチラシと東振協Bコースの申込用紙と健診機関一覧を同封。葉の斡旋は年2回実施。・「健康宣言」実施の事業所に、被扶養者健診の協力を依頼する。
R3年度	R4年度	R5年度
・京都工場保健会、東振協C1で対象者の自宅に健診案内を送付。・葉の斡旋の申込用紙に、健診の案内のチラシと東振協Bコースの申込用紙と健診機関一覧を同封。葉の斡旋は年2回実施。・「健康宣言」実施の事業所に、被扶養者健診の協力を依頼する。	・京都工場保健会、東振協C1で対象者の自宅に健診案内を送付。・葉の斡旋の申込用紙に、健診の案内のチラシと東振協Bコースの申込用紙と健診機関一覧を同封。葉の斡旋は年2回実施。・「健康宣言」実施の事業所に、被扶養者健診の協力を依頼する。	・京都工場保健会、東振協C1で対象者の自宅に健診案内を送付。・葉の斡旋の申込用紙に、健診の案内のチラシと東振協Bコースの申込用紙と健診機関一覧を同封。葉の斡旋は年2回実施。・「健康宣言」実施の事業所に、被扶養者健診の協力を依頼する。

4 事業名 特定保健指導（被保険者・被扶養者）

対応する健康課題番号 No.3, No.4, No.5



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者
方法	・保健師の確保と稼働日数の拡大。 ・大阪以外の地域（東京など）に対する保健指導の実施（健診機関の保健師を活用）。 ・被扶養者への保健指導を導入（医療機関と契約の検討）。
体制	・保健指導の責任者の選定。

事業目標

特定保健指導が始まって10年が経過したが、事業所への訪問がたよっているため、指導ができていない事業所が多く存在する。このため、未実施の事業所の訪問を行うこと。
効果的な保健指導を実施することにより、特定保健指導の対象者を削減する。また、特定保健指導だけではなく、若人の指導、重症化予防を含めて保健指導を実施。

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定保健指導率	10.3%	14.9%	14.9%	20.0%	25.1%	30.2%
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	事業所への訪問回数	10件	10件	10件	20件	20件	20件

*緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・保健師の確保。・未実施事業への訪問。・地方の工場等での実施のため、健診機関と契約。	・保健師の確保。・未実施事業への訪問。・地方の工場等での実施のため、健診機関と契約。	・保健師の確保。・未実施事業への訪問。・地方の工場等での実施のため、健診機関と契約。
R3年度	R4年度	R5年度
・保健師の確保。・未実施事業への訪問。・地方の工場等での実施のため、健診機関と契約。	・保健師の確保。・未実施事業への訪問。・地方の工場等での実施のため、健診機関と契約。	・保健師の確保。・未実施事業への訪問。・地方の工場等での実施のため、健診機関と契約。

5 事業名

生活習慣病健診・人間ドック・がん検診

対応する
健康課題番号

No.1 , No.2 , No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：加入者全員/ 基準該当者
方法	・被保険者へは、未受診者への案内と、巡回健診での未受診者対策検討。 ・被扶養者は、年2回自宅へ健診案内実施。
体制	・「健康宣言」やコラボ覚書により、事業所ごとの「健康白書」により、 事業所の現状を把握してもらい、健診をより多く受けてもらう。

事業目標

- ・特定健診ではなく、生活習慣病とがん検診を含め実施し、重症化を予防する。
- ・生活習慣病とがん検診を同時に実施。健診の補助を実施。事業所へは巡回健診を実施。少人数の事業所へは施設での健診。現在の健診機関でほぼ事業所をカバーしている。
- ・被扶養者は、婦人科健診と生活習慣病健診を組み合わせ実施。女性の受診増を目指すが増加しない。ほぼ全国をカバーしているが、被扶養者の居住区と健診機関が離れている場合が多い。京都工場保健会や東振協へ健診機関拡大を依頼する。

アウトカム指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標	特定健診受診率（被保険者）	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %	90 %
	特定健診受診率（被扶養者）	33.4 %	40.9 %	40.9 %	56.0 %	63.6 %	71.1 %
アウトプット指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
指標	事業所訪問	1回	2回	2回	4回	5回	5回
	被扶養者への健診案内	4回	4回	4回	4回	4回	4回

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・事業所訪問・被扶養者への案内2回（京都工場保健会、東振協C1）	・事業所訪問・被扶養者への案内2回（京都工場保健会、東振協C1）	・事業所訪問・被扶養者への案内2回（京都工場保健会、東振協C1）
R3年度	R4年度	R5年度
・事業所訪問・被扶養者への案内2回（京都工場保健会、東振協C1）	・事業所訪問・被扶養者への案内2回（京都工場保健会、東振協C1）	・事業所訪問・被扶養者への案内2回（京都工場保健会、東振協C1）

6 事業名

受診勧奨・重症化予防

対応する
健康課題番号

No.7 , No.5 , No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：基準該当者
方法	・受診勧奨の案内通知を個人情報の関係で自宅送付していたが、受診率が 大変低かった。 ・このため、事業主と「コラボ覚書」を締結した。 ・「コラボ覚書」により、受診勧奨は事業主からとなり、受診率の向上が 期待できる。
体制	-

事業目標

個人情報の問題のため、平成29年度は未実施。問題解決のため、事業主とのコラボヘルス実施のための「覚書」を締結。これにより、事業主より受診勧奨が可能になり重症化予防につながる。

アウトカム指標		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
評価指標	通院実績	10 %	10 %	10 %	15 %	15 %	15 %
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
指標	案内回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
・まずは、H29年度実績の健診結果とレセプトを統合し、未受診（通院）者に対し案内を送付。・「健康宣言」している事業所1社に対し受診勧奨のお願いを訪問で説明する。	・年2回実施。・「健康宣言」している事業所1社に対し受診勧奨のお願いを訪問で説明する。	・年2回実施。・「健康宣言」している事業所1社に対し受診勧奨のお願いを訪問で説明する。
R3年度	R4年度	R5年度
・年3回実施。・「健康宣言」している事業所1社に対し受診勧奨のお願いを訪問で説明する。	・年3回実施。・「健康宣言」している事業所1社に対し受診勧奨のお願いを訪問で説明する。	・年3回実施。・「健康宣言」している事業所1社に対し受診勧奨のお願いを訪問で説明する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	3,713 / 4,950 = 75.0 %	3,812 / 4,950 = 77.0 %	3,911 / 4,950 = 79.0 %	4,010 / 4,950 = 81.0 %	4,109 / 4,950 = 83.0 %	4,208 / 4,950 = 85.0 %
		被保険者	3,276 / 3,640 = 90.0 %	3,276 / 3,640 = 90.0 %	3,276 / 3,640 = 90.0 %	3,276 / 3,640 = 90.0 %	3,276 / 3,640 = 90.0 %	3,276 / 3,640 = 90.0 %
		被扶養者 ※3	437 / 1,310 = 33.4 %	536 / 1,310 = 40.9 %	635 / 1,310 = 48.5 %	734 / 1,310 = 56.0 %	833 / 1,310 = 63.6 %	932 / 1,310 = 71.1 %
	実績値 ※1	全体	3,657 / 4,965 = 73.7 %	3,662 / 4,949 = 74.0 %	3,615 / 4,998 = 72.3 %	3,757 / 4,943 = 76.0 %	3,726 / 4,935 = 75.5 %	- / - = - %
		被保険者	3,279 / 3,698 = 88.7 %	3,257 / 3,712 = 87.7 %	3,242 / 3,763 = 86.2 %	3,352 / 3,745 = 89.5 %	3,315 / 3,760 = 88.2 %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	378 / 1,267 = 29.8 %	405 / 1,237 = 32.7 %	373 / 1,235 = 30.2 %	405 / 1,198 = 33.8 %	411 / 1,175 = 35.0 %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	70 / 681 = 10.3 %	104 / 699 = 14.9 %	108 / 716 = 15.1 %	147 / 735 = 20.0 %	189 / 753 = 25.1 %	233 / 771 = 30.2 %
		動機付け支援	31 / 278 = 11.2 %	41 / 285 = 14.4 %	43 / 292 = 14.7 %	66 / 300 = 22.0 %	84 / 307 = 27.4 %	94 / 314 = 29.9 %
		積極的支援	39 / 403 = 9.7 %	63 / 414 = 15.2 %	65 / 424 = 15.3 %	81 / 435 = 18.6 %	105 / 446 = 23.5 %	139 / 457 = 30.4 %
	実績値 ※2	全体	124 / 697 = 17.8 %	116 / 693 = 16.7 %	92 / 717 = 12.8 %	104 / 733 = 14.2 %	122 / 672 = 18.2 %	- / - = - %
		動機付け支援	51 / 271 = 18.8 %	47 / 283 = 16.6 %	47 / 281 = 16.7 %	47 / 282 = 16.7 %	45 / 275 = 16.4 %	- / - = - %
		積極的支援	73 / 426 = 17.1 %	69 / 410 = 16.8 %	45 / 436 = 10.3 %	57 / 451 = 12.6 %	77 / 397 = 19.4 %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
-

特定健康診査等の実施方法（任意）
-

個人情報の保護
コラボヘルスに関しては、事業主と「覚書」を締結。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
当健康保険組合のホームページに掲載。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
-